

A2 訪問型サービス(従前相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型従前サービス1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型従前サービス1 日割		日割の場合	39	1日につき	
A2	1211	訪問型従前サービス2		(2)1週に2階程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型従前サービス2 日割			日割の場合	77	1日につき
A2	1321	訪問型従前サービス3		(3)1週に2回を超えるていどの場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型従前サービス3 日割			日割の場合	123	1日につき
A2	2411	訪問型従前サービス21	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回につき		
A2	2511	訪問型従前サービス22	(2)生活援助が中心である場合	179			
A2	2621	訪問型従前サービス23	(二)所要時間が45分以上の場合	220			
A2	1411	訪問型従前短時間サービス	(3)短時間の身体介護が中心である場合	163			
A2	C211	訪問型従前高齢者虐待防止未設置減算1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型従前高齢者虐待防止未設置減算1 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型従前高齢者虐待防止未設置減算2		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型従前高齢者虐待防止未設置減算2 日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2	C214	訪問型従前高齢者虐待防止未設置減算3		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型従前高齢者虐待防止未設置減算3 日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2	C216	訪問型従前高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき
A2	C217	訪問型従前高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 -2	
A2	C218	訪問型従前高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合 -2		
A2	C219	訪問型従前高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合 -2		
A2	D211	訪問型自業務継続計画未策定減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	12単位減算	-12	1月あたり
A2	D220	訪問型自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2	D212	訪問型自業務継続計画未策定減算12	(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2	D214	訪問型自業務継続計画未策定減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月あたり
A2	D215	訪問型自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2	D216	訪問型自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき
A2	D217	訪問型自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 -2	
A2	D218	訪問型自業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合 -2		
A2	D219	訪問型自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合 -2		
A2	6001	訪問型従前サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型従前サービス同一建物減算Ⅱ	事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		1月につき
A2	6002	訪問型従前サービス同一建物減算Ⅲ	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		1月につき	
A2	8000	訪問型従前サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型従前サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8100	訪問型従前サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型従前サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8110	訪問型従前サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型従前サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	4001	訪問型従前サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型従前サービス生活機能向上加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型従前サービス生活機能向上加算Ⅱ		200単位加算	200		
A2	6102	訪問型従前サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位 加算	50		
A2	6269	訪問型従前サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき	
A2	6183	訪問型従前サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型従前サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型従前サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型従前サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型従前サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算		

変更、新規
廃止